



---

板野町子ども・子育て  
支援事業計画

---

【平成 27 年度～平成 31 年度】



# 目次

## 第1章. 基本方向

1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画の概要 .....	2
3. 計画の基本目標 .....	4

## 第2章. 基本施策

### 第1節. 健やかな育ち

1. 親子の健康支援 .....	8
2. 子どもの健全育成の支援 .....	12
3. 生きる力を育む教育の充実 .....	15

### 第2節. 子育て支援

1. 保育等子育て支援サービスの充実 .....	18
2. 子育ての負担の軽減 .....	22
3. 関わりが必要な親子の支援 .....	25

### 第3節. 温かく包む地域

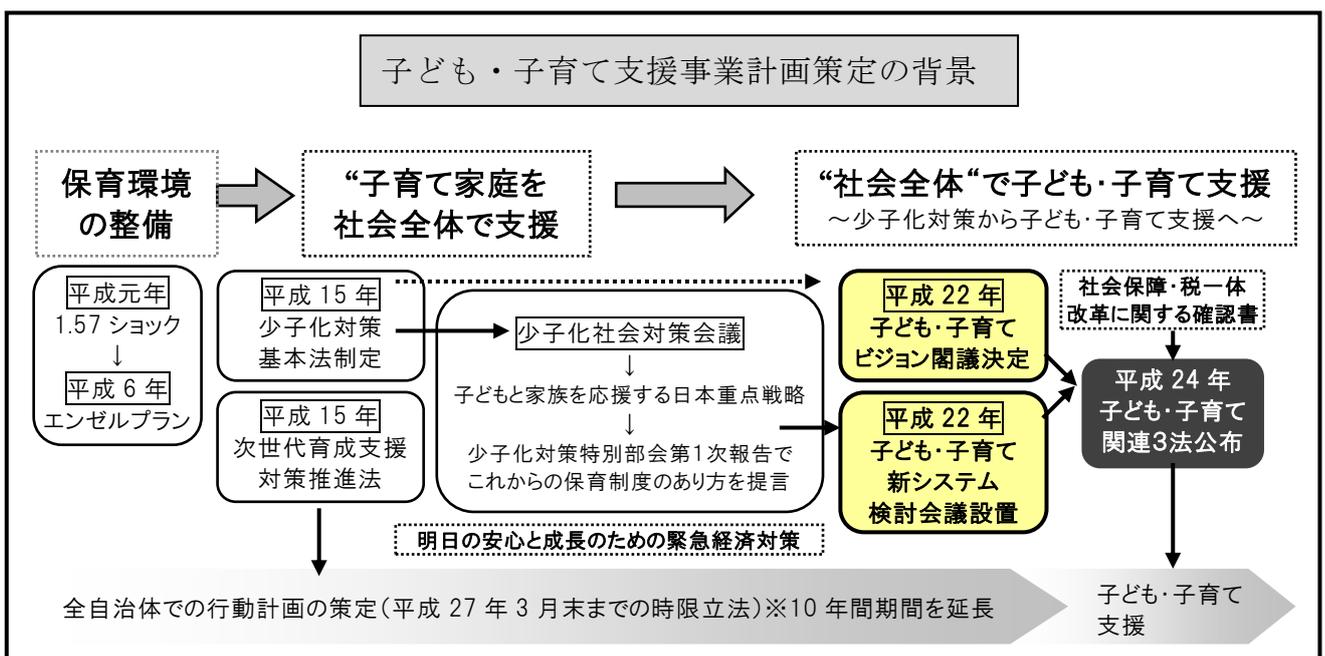
1. 地域ぐるみ子育ての推進 .....	28
2. 安心・安全な暮らしづくりの推進 .....	32

# 第1章. 基本方向

## 1 計画策定の趣旨

急速な少子高齢化の進行は、就労環境の変化をはじめ、地域社会の活力の低下、結婚や子どもを生ま育てることに対する意識の変化をもたらしています。このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもを育てる環境整備を図るため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきましたが、平成27年度からスタートする子ども子育て支援新制度では、「子どもの最善の利益」を実現する社会をめざし、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざしています。

板野町においても、これまでの子育て支援施策に加え、「地域で子育て・子どもの成長を支える」取り組みを推進するための計画として、平成22年3月に「板野町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、推進してきましたが、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。今後は、子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭への支援をはじめ、結婚や出産・子育てをしやすい環境づくりなど、子どもを生ま育てることをめぐる諸課題を解決するため、子ども・子育て支援新制度に基づき、「板野町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に給付・事業を実施するものです。



## 2. 計画の概要

### (1) 計画の位置づけ・対象

本計画は、「子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）」第 61 条第 1 項に基づく市町村事業計画として位置づけ、板野町が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取り組みを推進します。

本町においては、今後の保育ニーズ等に対応した、より実効的な事業計画とするため、「板野町次世代育成支援行動計画」を踏まえつつ、引き続き「板野町子ども・子育て支援事業計画」で推進していく事業と、各分野別の個別計画で推進していく事業を分類した上で、本町における子ども・子育て支援事業を総合的に推進してまいります。

### (2) 各種計画との関連

計画の策定にあたっては、町の最上位計画としてまちづくりの方向を示す「第五次板野町振興計画」の基本構想に則し、その中で保健福祉部門の基本施策を示した「板野町総合保健福祉計画（板野町地域福祉計画・板野町障がい者計画・健康いたの 21 を含む）」の子ども・子育て世代の計画として、関連計画と調整を図りながら策定しています。

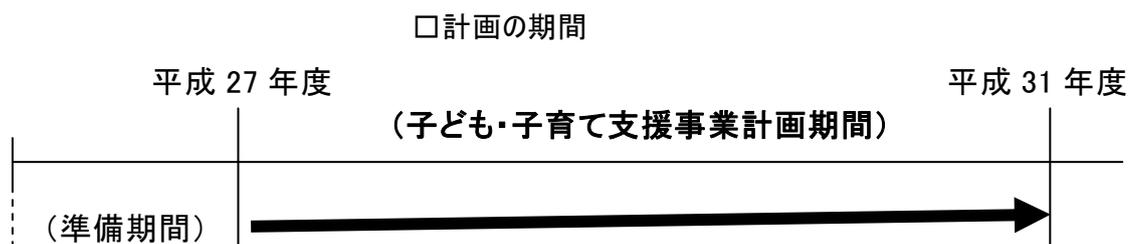
また、子ども子育て支援法に基づき、「徳島県子ども・子育て支援事業計画」と、連携を図りながら推進します。

あわせて、子ども・子育て事業支援について、各家庭、学校、地域、職場など町全体の取り組みを促進するための指針の役割を持っています。

### (3) 計画期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」の第 61 条の規定にもとづき、5 年を一期として策定するものとされており、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。

また、本計画の施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう、毎年度、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。



#### (4) 計画の策定・推進

策定にあたっては、子育ての状況や生活の実態、保育サービスに対する量的・質的ニーズ等を詳細に把握するため、町内の就学前児童の保護者を対象に、平成 25 年 11 月に「板野町子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て家庭の状況と保育ニーズ等の把握に努めるとともに、板野町総合保健福祉計画策定にむけて関係団体等に意見をいただきながら取り組みました。

また、保健・医療・福祉・教育関係者や町内の関係団体の代表者等の参画により「板野町総合保健福祉計画策定委員会」を組織し、計画に盛り込む施策等について検討を行いました。

今後は、計画の着実な推進を図るため、「板野町健康福祉のまちづくり推進協議会」について、定期的に進捗状況の把握と点検に努めます。

##### □アンケート調査の目的

「子ども・子育て支援新制度」の導入にあたって、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなっています。そこで、本町における教育・保育事業や子育て支援事業の利用状況や希望を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

##### □アンケート調査の実施状況

調査対象	調査対象者	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	597件	366件	61.3%

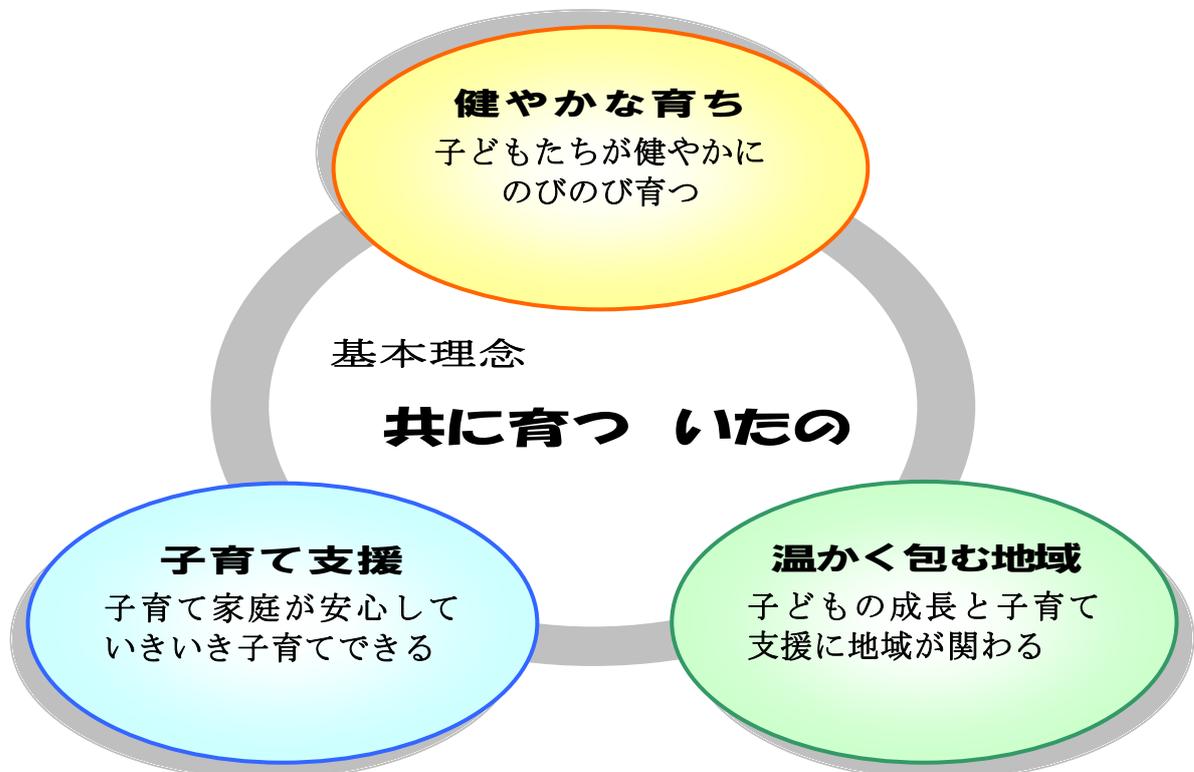
### 3. 計画の基本目標

#### (1) 基本理念

「児童の権利に関する条例」にうたわれているように、全ての子どもはその生命と人権が尊重されなければなりません。子どもは、家族の一員としてかけがえのない存在であり、これからの社会を担う力として大切な存在です。子ども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことは親や家族をはじめ、全ての住民に共通する願いでもあります。

子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境は、共働き家庭の増加や兄弟姉妹の数の減少、地域とのつながりの希薄化など変化しています。地域や社会が保護者に寄り添い、親が親として成長し、喜びや生きがいを感じながら子育てができるよう、子育ての負担や不安を和らげるような支援が必要です。

板野町次世代育成支援行動計画では、誰もが子どもを生み育てることの尊さと喜びを理解し、子どもの健全な成長を見守り支えていける地域社会を形成していくことが大切であるとの考えのもとに“共に育つ いたの”を基本理念に掲げ、子どもが健やかに育つ家庭環境と、子育て支援の様々な取り組みを通じて、地域のふれあいの中で、子どもがのびのびと育つまちの実現に向け、各種施策に取り組んできました。本計画においても、板野町次世代育成行動計画との連続性並びに整合性を維持するため、この理念を継承することとします。



## (2) 基本視点

### ① 子どもの視点

すべての場面で子どもの幸せを第一に考え、子どものためになり、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。そして、特に子育ては家族が協力して行うべきものであるという視点に立って取り組みます。

また、すべての子どもと、その家庭を支援するという広い視点で推進していきます。

### ② 次代の親づくりの視点

子どもは成長して次代の親となる存在であり、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもてるよう、子どもの心身の健やかな育ち・成長の視点を重視します。

### ③ 地域で支援する視点

次世代育成支援対策は、父母等の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、行政だけでなく地域や事業所が協力すべき共通の課題として、協同で取り組むことが不可欠です。

このため、地域で子育てに関する活動を行っている各種ボランティア団体、民生委員・児童委員等を始めとする地域の人の力と、保育園、幼稚園、児童館、学校の施設等を地域の社会資源として十分かつ効果的に活用することが必要です。

### ④ サービス利用・提供の視点

子どもと子育て家庭の状況に配慮し、サービス利用者の視点に立った対応に努めるとともに、サービスの質の確保を図ります。あわせて、子どものためになる子育て支援をめざし、事業の点検等を行いながら推進します。

## (3) 基本目標

### 基本目標 1 健やかな育ち

#### 子どもたちが健やかにのびのび育つ

次代を担う子どもたちが、健康で、心豊かに育つことができるためには、子どもの視点に立って子どもたちの成長を育んでいくことが必要です。

健やかな発育支援をはじめ、一人ひとりの個性を大切にした教育や、恵まれた自然環境を活かし、様々な体験を通して豊かに成長できる環境整備を行い、「子どもたちが健やかにのびのび育つ板野町」をめざします。

## 基本目標 2 子育て支援

子育て家庭が安心していきいき子育てできる

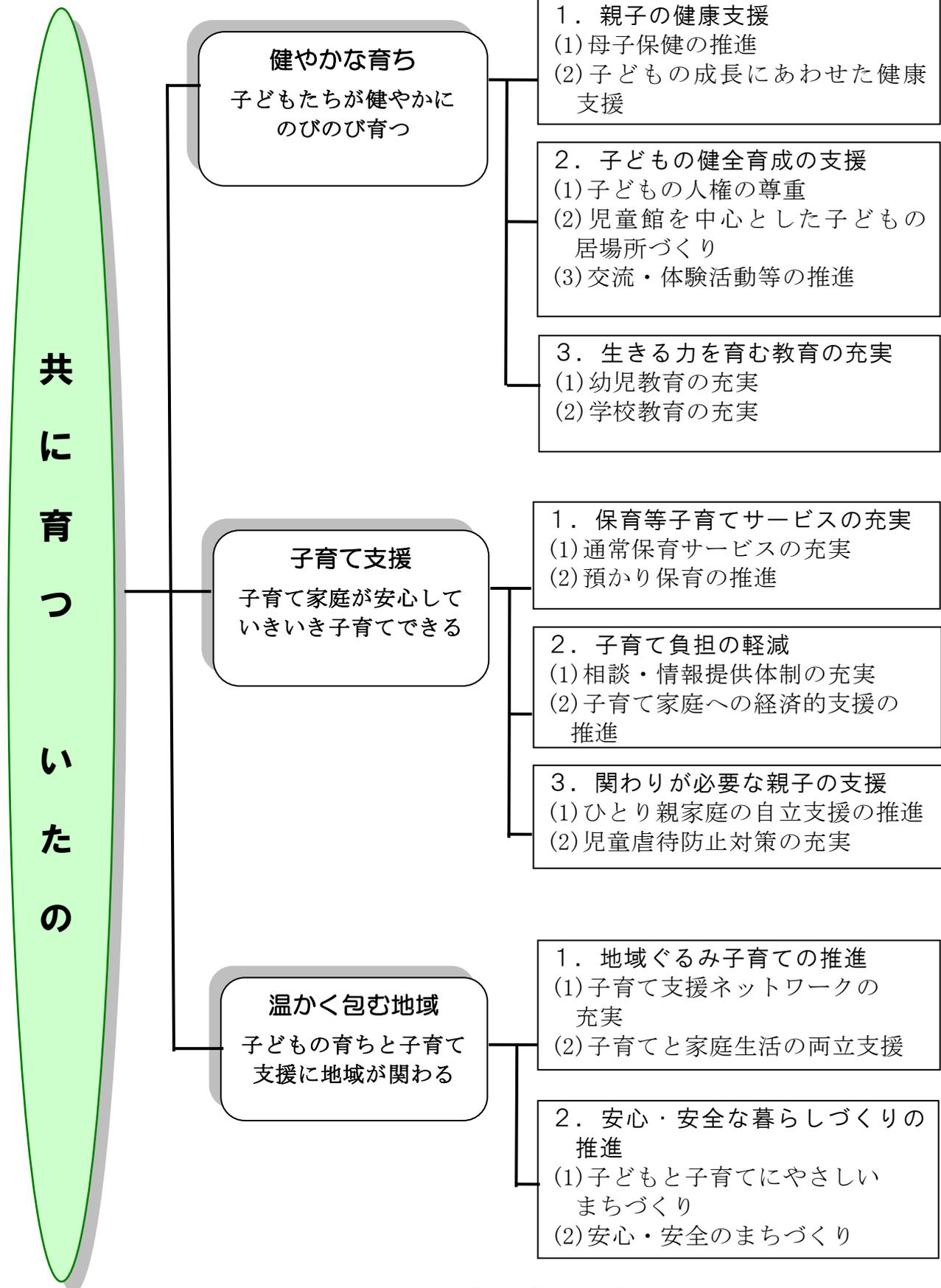
子育て家庭をはじめ、これから子どもを生み育てたいと考えている人が、安心して子どもを生み、健やかに子どもを生み育てることができるよう、「子育てするなら板野町」をめざして、様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

## 基本目標 3 温かく包む地域

子どもの成長と子育て支援に地域が関わる

子どもは、未来を担う宝石です。地域が子どもの成長に関わり、子育てに関わることは、子どもと子育て家庭にとっても、地域にとっても大切なことであり、地域全体で子どもを育てる取り組みを推進します。あわせて、事業所における子育てと仕事を両立しやすい就労環境の向上に努めます。

## 第2章. 基本施策



# 第1節. 健やかな育ち

## 1. 親子の健康支援

### ◆現状・課題◆

妊娠期から継続して親子が健康の保持・増進を図り、安心して心身ともに健やかな子育てを可能にすることが母子保健事業の目標であり、それが子どもの健やかな成長に寄与するものといえます。しかし、健診を受けない子どもや、近くに知り合いが少なく、子育てに不安を抱え、相談をする場がない子育て家庭もみられます。このためにも、健診や子育て支援活動などで連携を深め、親子を支援することが重要な課題です。

また、子どもは成長が著しく、心身の成長段階に応じた的確な保健活動により、健康の大切さを知り、自らの健康を守ることに繋がります。これは次代の親づくりの視点からも重要な課題と位置づけ、乳幼児の事故防止、離乳食から始まる食育、思春期の心身の健康づくりなどに重点的に取り組むことが課題です。

### ◆取り組み◆

#### (1) 母子保健の推進

##### ① 妊産婦健診

妊婦健康診査は受診券が増えたことにより、早期から関わるできるようになっており、電話や訪問などによるきめ細かな対応に努め、妊産婦の貧血予防なども含め、妊娠期の健康管理と出産準備を支援します。

##### ② 乳幼児健診事業

乳児、1歳6か月児、3歳児健康診査と幼児歯科健診などそれぞれの発達段階に合わせた健康診査を実施し、子どもの発達や健康等の知識・情報を伝え、乳幼児期の子育て支援を行います。

あわせて、健診未受診児が減少するように受診勧奨を行うとともに、未受診児の状況把握に努めます。

##### ③ 予防接種事業

未接種児を減少できるように、予防接種の日程についてきめ細かく情報提供するとともに、健診時等に接種を呼びかけます。

#### ④ 健康教育

健診等の機会を活用して、乳幼児の事故防止や離乳食などについての啓発・情報提供を行います。

保育園・幼稚園等と連携を図り、子どもの健康・成長についての情報提供や意識啓発を促進します。

#### ⑤ 乳幼児家庭全戸訪問事業

子育ての孤立化を防ぎ、全ての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や、不安や悩みの相談等に対応する、乳幼児家庭全戸訪問事業を実施しています。今後も、早期から関わりをもち、子育てと子どもの育ちを支援します。

産後うつや虐待の恐れ、家庭養育上課題を抱える家庭、子どもの発育で支援が必要な家庭などへは訪問で相談や経過観察などの支援を行っています。

今後も、フォロー体制の充実と板野町児童家庭支援ネットワークの活用により、子どもと子育て家庭を支援します。

### ◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
① 妊婦健康診査	妊婦一般健康診査を通じて、妊娠期の健康管理を行うとともに、健康で快適に出産ができるようにする。また、出産前後において、必要に応じて、電話、面接、訪問等により、妊産婦の相談支援を行う。受診券が増えて、妊娠期における全期間の状況が把握できるようになった。	健診結果から、何らかの異常を抱えている妊婦に対しては医療機関と連携しながら個別訪問を行う。 健診未受診にならないように呼びかけていく。	福祉保健課 健康相談室
②-1 乳幼児健康診査事業	障がいや疾病の早期発見を行うとともに、子どもの発達や健康等の知識・情報を提供し、乳幼児期の子育て支援を行う。また、育児に関する相談は関係機関等と連携を図り、育児不安の軽減につながるよう支援する。	継続して未受診児の減少、早期把握を保育園などと連携しながら行う。 発達段階に合わせた健康診査を実施し、障がいや疾病の早期発見を行うとともに、乳幼児期の子育てを支援する。	福祉保健課 健康相談室

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
②-2 幼児歯科健診	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査に合わせた歯科健診、2歳児歯科健診を実施し、歯科衛生の取り組みを行う。	継続して健診時においての個別指導とフッ素塗布を行っていく。	福祉保健課 健康相談室
③予防接種	感染症予防についての啓発や定期的に予防接種を行い、感染症のおそれのある疾病の発生予防及びまん延の予防に努める。ポリオ、麻しん風しん混合、三種混合、二種混合、BCG、日本脳炎。	継続して未接種児をできるだけ減少させるよう、健診時等に接種勧奨を行う。	福祉保健課 健康相談室
④健康教育	保育園・幼稚園等との連携を図り、それぞれの年齢に応じた子どもの健康についての情報提供や意識啓発を促進する。	必要に応じて、各機関と連携しながら実施していく。	福祉保健課 健康相談室
⑤-1 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や必要に応じて保健指導を行う。	親子の健康保持増進を支援するとともに、子育てを支援する。	福祉保健課 健康相談室
⑤-2 養育支援訪問事業	出産後間もない時期や養育が困難な家庭に対し、訪問して、育児等の援助や指導を行うことにより、家庭の抱える諸問題の解決や育児不安や負担の軽減を図る。	核家族化等により、育児に関する悩みを抱える母親が増えており、訪問により育児不安が軽減できるように取り組む。	福祉保健課 健康相談室
⑤-3 乳幼児発達相談事業	言葉が遅い、なかなか歩かないなど、子どもの心身の発達に関する悩みについて、専門的な相談を行う。	継続して健診等を通じ、早期発見につながり、早期療育、早期治療に適切につながるよう努める。	福祉保健課 健康相談室

## (2) 子どもの成長にあわせた健康支援

### ① 小児生活習慣病予防の推進

学童期の児童を対象に、健康教育を行うことにより、将来にわたって健康に大きな影響を与える生活習慣の見直しや小児期からの肥満及び生活習慣病の予防対策を進めます。

## ② 健全母性育成事業

中学生を対象に健全母性育成事業をこれまでも実施してきており、今後は「自分の身体のことを知って自分を大事にする」ことを子ども達が考え、実践できるように継続して推進します。

## ③ 食育の推進

「第二次板野町食育推進計画」に基づき、子ども達の成長を支える食育活動を推進します。日々の食生活が自分の身体を作っていることを自覚し、普段何をどれだけ食べているか、自分の身体に足りないものは何か等知ることから始め、食生活を見直す機会を持つ。また、地場農産物を学校給食に積極的に利用することにより、子どもたち・保護者等また地域の食文化に対する意識啓発や理解を深めてもらい、充実した食育の推進を図ります。

### ◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
① -1 小児生活習慣病予防の推進	学童期の児童を対象に、健康教育を行うことにより、生活習慣の見直しや小児期からの肥満及び生活習慣病の予防対策を推進する。	生活習慣の問題は全世代において課題である。学校と連携しながら、保護者を含めた取り組みが重要である。	福祉保健課 健康相談室
①-2 児童虐待防止の取り組み	小学校、中学校等と連携を図り、児童虐待の早期発見、予防に努めるとともに、児童家庭支援ネットワークの活用や虐待の通報義務についての周知を行い、地域における児童虐待の予防を推進する。	継続して実施する。	住民課 福祉保健課 健康相談室
② 健全母性育成事業	性に関する正しい知識の普及を行い、また自分の体についての関心を高め、自らの意思により行動できる力を身につけるとともに、将来、次世代の親となるための十分な知識を養えるようにする。	継続して実施する。	福祉保健課 健康相談室
③ 食育の推進	平成26年度に「第二次板野町食育推進計画」を策定。	地場産農作物を学校給食に積極的に使用することにより、児童生徒や保護者、また地域の食文化に対する意識啓発をはかる。	産業課

## 2. 子どもの健全育成の支援

### ◆現状・課題◆

子どもは様々な体験を通して、多くのことを学び、吸収して成長し、そこで得たものはこれからの人生の礎となり、生活の知恵として身についていくものです。これに、子どもたちだけでなく、多世代の住民がふれあい、関わりあうことで、子どもたちも町や地域のことを考える場面ができるとともに、地域の人達にも元気を与える機会になると思われます。このため、子ども一人ひとりの人権・人格を尊重しながら、子どもの育ちに関わっていく姿勢が求められます。

町内での世代間交流の場としては子どもにやさしい街づくり事業を実施しており、各地区で定着してきています。また、子どもの居場所として町内には3つの児童館を学校に隣接した場所に配置していることにより、放課後の子どもの過ごす場所となったり、子育てサークルの活動の場となっています。また、今後は学校での取り組みと連携を図り、人づくりや地域と共に活動する体験機会を拡充していくことが子どもと地域に特に必要なことです。

### ◆取り組み◆

#### (1) 子どもの人権の尊重

##### ① 子どもの権利擁護の推進

子どもは、一人ひとりが人格を持ち、それぞれの人生を幸せに生きる権利を持っています。子ども一人ひとりの人権、人格を尊重し、その存在や意思が大切にされ、子ども自身が自ら持てる力を発揮し、のびのびと成長することができるように、子どもの権利擁護についての意識啓発を進め、また権利擁護のための取り組みを推進します。

##### ② 子どものための相談支援体制づくり

子どもの悩みやこころの問題に、適切に対応し、健やかな成長を支援するため、学校での相談窓口と、地域では板野町要保護児童対策地域協議会（以下「板野町児童家庭支援ネットワーク」という）が各種相談事業等での連携を図り、子どものための相談援助体制を確立します。

### ◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
① 子どもの権利擁護	パンフレット等で啓発している。	継続して啓発に努める。	住民課
② 子どものための相談支援体制の確立	学校での相談窓口と、地域では板野町児童家庭支援ネットワークの相談先がある。	学校等と連携、板野町児童家庭支援ネットワーク等と連携して子どものための相談体制の充実を図る。	住民課

## (2) 児童館を中心とした子どもの居場所づくり

### ① 放課後児童対策

放課後子ども教室を町内の3つの小学校で開催しており、コーディネーターを配置して、毎月行事計画を作成し開催しており、行事等は土曜日などに開催する場合があります。児童館との連携も図れており、ボランティアや地域の方の協力を得ながら継続して実施し、放課後の子どもの居場所とします。

### ② 児童館の運営強化

町内3つの小学校の近くに児童館があり、子どもと保護者にとっての居場所として定着しています。安全で適切な遊びの場を提供するとともに、遊び等を通じて、子ども同士の交流を深め、社会性や創造性、自主性を伸ばすことのできる児童館となるように充実を図ります。

老人クラブや地域の方が児童館の活動に関わる動きもみられ、今後はさらに世代間交流が深まり、地域と連携した運営ができるように努めます。

### ◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
①放課後子ども教室	各教室で毎月行事計画を作成し、週に1、2回放課後や週末等に地域の方の協力を得て安心安全な環境の中で、学習、スポーツ、文化活動、地域の方との交流活動を実施。	教室の運営に関わるボランティアを確保。地域の方に教室に関わってもらうことで、地域全体で子どもを見守る環境づくりを進める。	教育委員会
②児童館運営事業	平成20年度より児童館運営は指定管理者制度により板野町社会福祉協議会(以下「町社協」という)が管理している。運営委員会の開催、危機管理マニュアルの作成等を行っている。	身近な子どもの居場所として、子育て家庭の集まる場として利用が図られるように管理・運営する。	住民課 指定管理者

### (3) 交流・体験活動等の推進

#### ① 交流活動・体験活動の推進

高齢者と児童等との世代間交流の機会を充実し、様々な伝統・文化の伝承、交流の機会を拡充します。

子どもの感性を磨き、運動能力の向上を図るため、町内にある文化施設、スポーツ施設を活用し、文化・芸術、スポーツの振興を図ります。

#### ② 家庭教育等の推進

子どもの生活の基盤である家庭の教育力を向上させ、健やかに、こころ豊かに子どもを育てることができるよう支援します。

学校が、家庭・地域と協力し、こころ豊かにのびのびと育つことのできるまちづくりに向け、それぞれの連携を深めるとともに、PTAや公民館などのあらゆる子育て支援施設、子育て支援関係者との連携を図ります。

#### ◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
① -1 世代間交流事業	子どもにやさしいまちづくり事業(健全育成事業)の中で、各小学校1回実施(住民課と町社協で委託契約)。	各小学校とも定着している ので、今後も継続して実施する。	住民課 町社協
① -2 子どもにやさしい街づくり事業	子どもにやさしいまちづくり事業(健全育成事業)の中で、ジュニアボランティア育成講習会として実施。	各学校とも定着してきているので、今後も継続して実施する。	住民課 町社協
②家庭教育	PTA 活動や保護者会などで講演会等の研修をしている。	内容等検討しながら継続して実施する。	教育委員会

### 3. 生きる力を育む教育の充実

#### ◆現状・課題◆

子ども一人ひとりの個性を大切にし、主体的に考え行動できるように、生きる力を育む教育を推進するとともに、地域に開かれた学校として、学校・家庭・地域がともに子どもを健やかに育ていけるよう、連携・協力を図っていくことが必要です。

#### ◆取り組み◆

##### (1) 幼児教育の充実

研修等による教員の指導力の向上を図る等、幼稚園における幼児教育の充実を図ります。

#### ◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
幼児教育の充実	基本的な生活習慣の確立・自立。	地域との連携を深め、内容を充実していく。	教育委員会
	基礎学力の根本となる文字や数に遊びの中で自然に触れられる機会を設けている。生きる力の基礎となる体験がたくさんできるような教育内容を、職員間で研修を受け共通理解をもち実施。	継続して実施する。	教育委員会

##### (2) 学校教育の充実

###### ① 教育環境の充実

T・T（チーム・ティーチング）制度や少人数学級の活用をし、児童・生徒一人ひとりの特性を大切にしながら、その能力を最大限に伸ばす教育の充実に努めます。

○毎週金曜日に、保育園の保育のなかで英語に親しむ機会をもうけています。

○研修等を通じ、教員の指導力の向上に努めます。

○学校評議員制度を活用し、学校運営等の点検を行うとともに、地域に根ざした学校としての取り組みを進めます。

T・T(チーム・ティーチング)制度:  
複数の教員が役割を分担し、協力しながら指導計画をたてて指導する方式のこと。

## ② 障がいのある子どもの育ち支援

保育園、幼稚園における障がい児の受け入れ体制の確保を進め、受け入れに必要な施設整備・改善、教職員の研修による処遇向上等により、保育・教育における障がい児への支援の充実を図ります。

保育園、幼稚園、学校等の施設整備のバリアフリー化を進めます。

特別支援学級の運営については、担当教諭を中心に、特別支援学級支援員が継続して関われる体制を確保して取り組みます。

## ③ 福祉教育の推進

学校教育における福祉教育の促進を図り、子どもの頃から福祉に関心を持ち、自らで考え、行動できる力を養います。

特別支援学級や町内にある板野支援学校（板野養護学校）との交流教育を推進し、ふれあいを通して、障がい者への正しい理解を深め、お互いに尊重し、行動することができるようにします。

## ④ 読書活動の推進

読書を通じ、子どもの言葉、感性、表現力、創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を養うことを目的に学校、図書館、児童館等、町内の様々な関係機関、関係団体による読書活動を推進します。

◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
①学校教育の充実	各小中学校の指導計画に基づいて取り組んでいる。	学ぶ環境の向上に努めるとともに、各学校の教育目標等により推進する。	教育委員会
②-1 障がいのある子どもの保育・教育環境の充実	特別支援加配の職員等の確保。障がい者の理解・施設・病院との連携。個別計画を作成。	特別支援加配職員等の確保を図り、専門性を高める研修により対応する。 様々な発達障がいのある子どもたちに対応するために専門知識のある職員の配置や、個別支援計画の実施等を検討する。	教育委員会
②-2 特別支援教育の推進	小学校との連携。専門機関との連携。保護者との連携。	専門機関との連携を深め教職員の専門性を高める。 引き続き、必要に応じ、一人ひとりの障がいや特性に合わせた教育を行い、自立して生活できる基礎を確立するため、特別支援教育の充実を図る。	教育委員会
③福祉教育の推進	各学校の計画に基づき、総合的学習の時間等を活用した福祉教育が行われており、町社協等も関わっている。	町社協、学校施設、保育園、幼稚園等で連携して学習機会を確保する。	教育委員会 町社協
④読書活動の推進	保育園・幼稚園で読書会(地域のボランティア)の読みきかせ。英語で遊ぼう(地域のボランティア)、ピアノ指導(地域のボランティア)。	継続して実施する。	教育委員会 保育園

発達障がい:

平成17年4月施行の発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー一症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥／多動性障がい(AD／HD)、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとしている。

## 第2節. 子育て支援

### 1. 保育等子育て支援サービスの充実

#### ◆現状・課題◆

就学前の子どもが日中を過ごす場所として、家庭以外では保育園と幼稚園があります。近年は共働き世帯の増加、継続して働く母親が増え、低年齢児の保育利用者が増加傾向となっています。

板野町内では保育園で延長保育を実施し、幼稚園では預かり保育の体制を確保しています。また、一時的な預かりなどの子育て支援サービスを提供しており、子育て家庭を支援しています。今後は、保育ニーズを把握しながら、子どもの成長と子育て家庭を支援するため、保育サービスの質の向上を図りながら子育て支援サービスを実施していくことが重要です。

#### ◆取り組み◆

##### (1) 通常保育サービスの充実

###### ① 通常保育の充実

待機児童が生じることのないよう、保育ニーズに応じた受け入れ体制を整えます。なかでも、共働き世帯が増加傾向であり、低年齢児からの利用希望がみられることから、低年齢児の受け入れ体制を確保します。

###### ② 延長保育の実施

通勤に要する時間や就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長に対するニーズに対応するため、18時半から19時まで延長保育を実施します。

19時以降の夜間保育については、保育ニーズ等を把握しながら実施の必要性について検討します。

### ③ 休日保育の実施検討

休日保育については、就労形態の多様化による保育ニーズ等を把握しながら、実施の必要性について検討します。

### ④ 保育サービスの質の向上

保育園のサービスについて、自己評価等を継続して実施します。

また、子どもの視点に立ち、健やかな成長を支援できるよう、保育士の研修による資質の向上や保育施設の整備・改修、家庭支援推進保育事業の実施等、保育サービスの質の向上に努めます。あわせて、保育サービスの質の向上アクションプログラムなどにより、保育の質の向上に取り組みます。

## ◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
①通常保育の充実	クラス別保育を中心に行い、他年齢との交流を図りながら、日々の保育の充実を図る。	子どもの発達に応じた関わりができるように取り組んでいく。	保育園
②延長保育の実施	親の就労状況に応じ、18時半から19時まで延長保育を実施。	継続して実施する。	保育園
③休日保育の実施検討	希望により土曜日7時半から13時まで実施。	保護者のニーズを把握し、検討する。	保育園
④保育サービスの質の向上	一人ひとりの子どもの育ちを保障していくとともに、保護者支援も合わせて行っている。	保育士等の資質・専門性の向上のための保育園内外の研修をする。家庭支援推進保育事業等を実施する。	保育園

## (2) 預かり保育の推進

### ① 一時保育事業

就労形態の多様化や保護者の疾病等のやむを得ない事由により、一時的に家庭における育児が困難な場合や、保護者の育児疲れの解消等、一時的な保育ニーズに対応することができるよう、一時保育事業の充実を図ります。

### ② 幼稚園での預かり保育事業

幼稚園に通う児童について、保護者の就労等により、幼稚園閉園後も保育を要する児童の預かり保育の実施体制を継続して確保し、利用希望に対応します。また、時間延長や長期休暇中の預かり保育についても、実施の必要性について検討します。

### ③ 子育て短期支援事業

(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)

保護者の疾病や、出張・残業等の事由、育児疲れや育児不安等の解消、その他社会的事由により、夜間または短期間、一時的に家庭における養育が困難になった場合に、児童養護施設等において子どもの預かりを行うものです。

板野町では3施設と委託契約しており、今後も周知を図りながら利用を促進します。

### ④ 病児・病後児保育事業

概ね10歳未満の子どもが、病気や病気回復期のため集団保育・通学が困難で、保護者の就労等により家庭で保育ができない場合に、病院の専用スペースで一時的に預かることにより、子育てを支援します。

平成26年度より県内11市町村における広域連携事業として実施しており、今後も周知を図りながら利用を促進します。

### ⑤ ファミリー・サポート・センター事業

保護者が疾病の時の養育や、保育園・幼稚園の送迎等、子育ての支援を依頼したい人、子育ての支援を行いたい人との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。板野郡5町で共同実施しており、今後も周知を図りながら利用を促進します。

◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
① 一時保育事業	月～金曜日、8時45分～17時15分まで、保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や疾病等による一時的な保育、また私的理由による一時保育を実施。	子どもが安心して過ごせるように、家庭的な雰囲気の中で一人ひとりの子どもに関わって保育を行う。	保育園
② 幼稚園における預かり保育事業	月～金曜日、13時～18時までの預かり保育に対応できる体制となっている。	利用希望ができた場合ごとに実施体制を検討し、対応する。	教育委員会
③ 子育て短期支援事業	乳幼児等を養育している保護者が社会的理由で一時的に養育困難となった場合に利用できる。3施設と委託契約をしている。	広報により制度の周知を図る。	住民課
④ 病児・病後児保育事業	子どもが病気の場合に病院で預かる事業で、11市町村における広域連携事業として実施している。	広報により制度の周知を図る。	住民課
⑤ ファミリー・サポート・センター事業	平成18年4月より板野東部ファミリー・サポート・センターに加入。小学生以下の子どもの一時的預かり、保育所等への送迎などをサポートしている。	広報により制度の周知を図る。	住民課

## 2. 子育ての負担の軽減

---

### ◆現状・課題◆

町のニーズ調査や全国調査で、保育料など子育て費用の負担が大きいという意見がみられ、子育てにお金がかかることが少子化の進む原因の一つだという意見がみられます。子どもを安心して生み育てるためには、子育て家庭の経済的負担を減らすことが重要であることから、各種支援策について適切な利用を促進していくことが課題です。

子育てについての負担感は経済的な面だけでなく、「孤育て」や育児の不安も大きな要因の一つといえます。このため、特に就園前の児童と保護者の集まる場所、相談の場として板野保育園に地域子育て支援センターを設置しています。今後はさらに多くの親子の参加を促進したり、子育てサークルの活動支援など、地域の子育て支援の拠点として取り組んでいくことが重要です。

### ◆取り組み◆

#### (1) 各種相談・情報提供体制の充実

##### ① 地域子育て支援センターの機能充実

板野保育園で実施している地域子育て支援センター事業について、開放保育の実施による未就園児の健全育成や、育児不安等の子育てにおける保護者の相談に応じ、地域の子育て支援の拠点として活用されるよう、機能の充実を図ります。

##### ② 子育てに関する総合窓口の設置

子育て支援に関するサービスの情報提供を行うとともに、各種相談事業、相談機関と連携し、総合的に子育て支援を行うことができるよう、板野町児童家庭支援ネットワークにより、関係機関の協力を得て適切な対応に努めます。

##### ③ 子育て支援に関する情報提供の充実

町広報紙、社協だより等、あらゆる広報機会を通じて、子育て支援に関するサービスや情報を適切に提供します。また、AIテレビやインターネット等の各種メディアの利用や乳幼児健診等の機会の活用、保育園・幼稚園・学校等の関係機関との連携により、すべての住民が必要な情報を得ることができるよう努めます。

◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
① 地域子育て支援センターの機能充実	毎週月～金曜日、9時～12時まで子育て支援センターを開放。9時半～16時半まで園庭開放。月・水曜日には絵本の読み語り、親子製作・親子体操・講演・人形劇・毎月の誕生会等の行事を実施。保護者同士の交流、情報交換の提供を実施。	定期的に子育て支援センターを利用している親子は毎回、充実している。保護者同士のネットワークも広がり、子育ての楽しさを感じている。さらに内容充実に努める。	保育園 子育て支援センター
② 子育てに関する総合窓口の設置	町の取り組む子育て事業の説明を窓口で行い、スムーズに対応できるようにする。	子どもに関する相談を受け、対応できるようにする。	住民課
③ 子育て支援に関する情報提供の充実	広報等で周知している。	情報提供手段について検討しながら情報提供を行う。	住民課

(2) 子育て家庭への経済的支援の推進

① 児童の養育に関する経済的支援

中学校修了までの児童を養育している家庭に対し、児童手当を支給し、子育てや教育に要する費用の経済的負担を緩和し、子育てを支援します。

② 子どもはぐくみ医療費の助成

子どもはぐくみ医療費助成事業により、子どもの医療に要する費用の助成について、町単独事業として拡大を図って実施しており、適切な利用を促進します。現在、支給給対象者を中学3年生までに拡大して実施しています。

また、様々な医療費の助成等の制度の活用について、周知を図ります。

③ 障がい児の養育に関する経済的支援の推進

障がいのある児童を支援する特別児童扶養手当、障がい児福祉手当、医療費の助成等の支援策について、適切な利用を促進します。

④ その他経済的支援

子どもを安心して生み育てるためには、子育て家庭の経済的支援を図ることが重要であることから、世帯の所得に応じて、児童の就学に要する費用について援助を行います。また、町立に通う幼稚園児・小学生・中学生に対して給食費の半額助成を行っています。

⑤ 保育園・幼稚園・多子世帯への取り組み

保育所に入れにくい子がいないよう、定員を増加し、入園希望の多い0歳児、1、2歳児の乳幼児に対応しています。また、保育料も所得階層に合わせた

8基準すべてに低料金に設定しています。多子軽減年齢においても、6年間に延長し、保育料に要する費用の経済的負担を緩和し、子育てを支援します。

◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
①児童手当	中学校修了までの児童を対象に養育する保護者に手当を支給。	広報により制度の周知を図る。	住民課
②医療費の助成	平成18年10月より7歳未満に対象者を拡大、平成20年8月より3歳以上の自己負担額を半額補助。平成21年11月からは7歳未満から小学校3年生修了まで対象者を拡大して実施。平成22年4月から町単単独事業として中学校修了までに拡大し、所得制限を撤廃、また、3歳以上の自己負担額を撤廃。	広報により制度の周知を図る。	住民課
③特別児童扶養手当、障がい児福祉手当	障がいのある20歳未満の児童を養育している保護者等に支給。	広報により制度の周知を図る。	住民課 福祉保健課
④就学援助等の実施	世帯状況に応じて就学に要する費用の一部を助成している。	広報により制度の周知を図る。	教育委員会
⑤多子世帯軽減の年齢延長	多子軽減の年齢を6年間延長。第1子が小学生の場合、保育園、幼稚園に通う第2子は半額、第3子以降、無料。	広報により制度の周知を図る。	住民課 教育委員会 保育園

### 3. 関わりが必要な親子の支援

---

#### ◆現状・課題◆

社会経済状況がめまぐるしく変わり、複雑化するなか、大人社会の影響が子どもたちに直接影響を及ぼす傾向がみられます。児童虐待の問題は全国的にも深刻化しており、どの地域でも身近に起こりうる問題ととらえる必要がある状況といえます。

また、社会情勢の変化及び母子家庭等をめぐる状況の変化などを背景に、母子及び寡婦福祉法等の一部改正により、母子・父子家庭等の総合的な自立支援策が取り組まれるようになりました。板野町においても、ひとり親（母子・父子）家庭は微増しており、問題を抱えるケースへの対応などが重要な課題といえます。

#### ◆取り組み◆

##### (1) ひとり親家庭の自立支援

###### ① 相談体制の充実及び経済的支援

母子家庭等、ひとり親家庭に対する相談援助体制を充実し、ひとり親家庭の保護者の精神的負担を軽減する等、子育て支援を充実します。児童扶養手当、福祉資金貸付制度等各種制度について、説明・相談に適切に対応するとともに、就業については関係機関との連携を図り、情報提供等に努め、ひとり親家庭等の経済的安定を図り、自立を促進します。

###### ② 支えあい活動の推進

毎年年末に歳末助け合い運動として、ひとり親家庭へ物品を贈呈します。また、関係団体の活動を支援します。

◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
①-1 ひとり親の支援	相談体制の確保と各種支援制度について周知を図っている。	継続して適切な対応に努める。	住民課
①-2 児童扶養手当、福祉手当、ひとり親家庭等医療費助成事業	<p>児童扶養手当は、ひとり親家庭や父または母に重度の障がいがある家庭で、18歳になった年度末までの児童を養育している父母または養育している者に支給。</p> <p>福祉手当を年1回ひとり親家庭に支給。</p> <p>ひとり親家庭等医療費助成事業として、ひとり親家庭の父母及びその扶養している児童、父母のない児童に対し、保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成。</p>	制度の周知を図り、適切な利用を促進する。	住民課 福祉保健課
② 歳末助け合い運動	歳末助け合い募金による母子・父子家庭への物品の配布事業。	歳末助け合い募金が減少傾向であり、工夫した実施に努める。	町社協

## (2) 児童虐待防止対策の充実

### ① 養育支援家庭訪問の実施

最近、増加している児童虐待の未然防止のため、子育てに関する相談体制を充実させ、家庭訪問などを行いながら、育児不安等の解消を図ります。

また、各種健診事業等で早期発見、予防に努め、迅速に対応できる支援体制を整えます。

### ② 板野町児童家庭支援ネットワーク

住民に対し、発見時の通報義務についての周知徹底を図り、早期発見が行えるように啓発するとともに、児童虐待への関心を高めるための意識啓発に努め、児童虐待防止に努めます。

児童虐待の相談への対応と適切な対応が図れるように、板野町児童家庭支援ネットワークでの連携・調整を図ります。

### ◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
① 養育支援家庭訪問	産後うつや育児不安、子どもの成長での不安を抱える家庭に保健師等が訪問して相談等に対応している。	継続して訪問事業を実施し、子育ての不安等の軽減、児童虐待についての啓発と未然防止に努める。	福祉保健課 住民課
② 板野町児童家庭支援ネットワーク	平成 18 年度に組織化し、心のケア相談ダイヤルを設置して相談できるようにしている。ネットワーク会議等を開催している。	板野町児童家庭支援ネットワークの強化を図る。	住民課 関係機関

## 第3節. 温かく包む地域

### 1. 地域ぐるみ子育ての推進

#### ◆現状・課題◆

親子が安心して暮らせるためには、人とのふれあい、地域のつながりの大切さが再確認されています。民生委員・児童委員等が各地域の状況や相談に対応しているほか、地域で様々な活動が展開されています。このような活動をいかし、関係機関と協力して、地域が子どもと関わり、地域で子育てを支援する仕組み・つながりを確立することが地域にとっても重要な課題といえます。

また、子育てサークルなどの活動支援を行うとともに、ボランティア活動や住民の自主的な活動の育成・支援により、地域全体で、子育てを考え、サポートできるような取り組みを進めます。

子どもの年齢に応じて共働き世帯が増える現状をふまえ、子育て・家庭・仕事の両立を図り、家族が協力しあって暮らしていけることが子どもの育ちにも重要なことです。

これには、地域の環境と就業の環境でも認識を高めていく社会づくりが不可欠であり、家族従業も含めて働く環境のことや子育て家庭のことを考える機会を創出する必要があります。また、事業所などには、雇用と就業環境の向上、休業制度や次世代育成支援対策推進法などの認知を働きかけていくことが課題です。

#### ◆取り組み◆

##### (1) 子育て支援ネットワークの充実

###### ① 民生委員・児童委員活動の充実

民生委員・児童委員の研修や連絡・協議の場を民生委員・児童委員協議会（以下「民児協」という）などで確保しながら、地域における児童や保護者の相談役としてその機能が十分果たされるよう、活動を充実します。

###### ② 子育てサークルの活動支援

地域子育て支援センター等を中心に、地域の子育てサークルの育成、活動支援を行い、子育て中の親同士が交流をし、情報交換や相互に協力を行う等、自主的に活発な活動ができるようにします。

###### ③ 子育て支援ネットワークづくり

地域における子育て支援サービスや、その他様々な子育てに関する情報、保育園・幼稚園・学校などの社会資源が相互に連携を持ち、有効に機能するよう、子育て支援に関するネットワークを構築します。

④ 地域の子育て支援の拠点としての保育園、幼稚園、学校の活用

子育て支援センター、保育園、幼稚園、学校等が、地域における子育て支援の拠点としての役割を担い、地域での子育て支援の役割を果たせるよう、その施設や機能の十分な活用を進めます。

◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
①民生委員・児童委員活動の充実	町行事「いたの子どもフェスティバル」の開催に、民生委員・児童委員等が協力している。	今後も町行事、子育てサークル事業へ積極的に参加してもらえるように活動を支援する。	町社協 (民児協)
	クリスマス会時の子育てサークルのサンタクロース役の派遣。クリスマスプレゼントの配布。	継続して実施されるように支援する。	町社協 (民児協)
②子育てサークルの活動支援	子育てサークルの行事予定を広報したり、遊びの場を提供したり、保育技術(手遊び、紙芝居等)の提供を実施。	年間計画を作成し、さらに情報交換しながら、今後もサークル活動を支援していく。	保育園 子育て支援センター
③子育て支援ネットワークづくり	子育て支援センターを拠点とし、地域の子育てサークル活動に参加。一時保育の遊び場の提供。栄養士・調理師・看護師・県保健所と連携を取り、子育て相談においても、福祉保健課健康相談室を通じて専門機関につなげるようネットワークを実施。ボランティア活動の場を提供。	地域全体の子育て支援拠点として意識を持ち、地域に網のように子育てネットワークを広げていきたい。	保育園 子育て支援センター
④地域の子育て支援の拠点としての保育園、幼稚園、学校の活用	町内3か所の児童館・図書館・歴史文化公園、子どもフェスティバル等に出向き、紙芝居や手遊びを実施、又、子育て相談窓口の開設を実施し、子育て支援センターへ来られない人にも対応している。	回数や時間に限りがあるものの、充実を図れるように継続して実施する。	子育て支援センター

## (2) 子育てと家庭生活の両立支援

### ① 事業所への意識啓発

育児休業や介護休業制度の普及・利用促進や、働き方の見直しを含めた子育てにやさしい就労環境の整備について、事業所への意識啓発に努めます。

### ② 男女共同参画社会の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の視点から、それぞれの家庭に合った役割分担が行われ、子育てが負担となることのないよう、男女共同参画の推進について、国・県の関係機関と連携を図り、意識啓発等に努めます。

### ③ 子育て支援サービスの周知

様々な生活様式や多様化する就労形態に合わせて必要な支援が行えるよう、ファミリー・サポート・センターなどの子育て支援サービスの周知を図り、利用を促進します。

## ◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
① 事業所への意識啓発	関係機関との連携が必要である。	方策を検討して関係機関と連携して啓発に努める。	住民課
② 男女共同参画社会の推進	広報等で啓発している。	啓発に努める。	人権コミュニティ課
③ 各種子育て支援サービスの充実、活用	広報等で周知をしている。	情報提供手段を検討して周知を図る。	住民課

## 2. 安心・安全な暮らしづくりの推進

### ◆現状・課題◆

交通事故や犯罪、災害などで、子どもが被害を受ける危険が高まっている社会経済状況であり、学校や地域での交通安全活動をはじめ、地域の協力による見守り活動、災害時要配慮者の把握など安全性の向上に努めていますが、今後はより地域と連携した取り組みが求められます。

暮らす場・育ちの場としてより住みよい生活環境を形成していくことが重要であり、子どもからお年寄りまですべての住民にとって暮らしやすくすることを基本に、まちづくりを推進することが重要です。

### ◆取り組み◆

#### (1) 子どもと子育てにやさしいまちづくり

##### ① 人にやさしいまちづくりの推進

板野町地域福祉計画に基づき、公共施設等のバリアフリー化など、福祉的配慮のあるまちづくりを促進します。すべての人が使いやすい施設、サービス等、ユニバーサルデザインの考え方を普及し、子どもと子育てにやさしいまちづくりを進めます。

##### ② 遊び場の保守

豊かな自然環境の中、子どもが健やかに育つことができるよう、公園や遊び場で、安全に遊ぶことができるよう、必要に応じた改修等の整備を行います。遊び場についての情報提供に努めます。

ユニバーサルデザイン：  
製品、建物、環境等を障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいようはじめから考えてデザインするという考え方。

### ◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
① 人にやさしいまちづくりの推進	公共施設等についてバリアフリー化のための整備、改修に努めている。	地域福祉計画、まちづくり計画と連携を図り、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの視点で必要な整備、改修に努める。	福祉保健課

## (2) 安心・安全のまちづくり

### ① 児童健全育成活動

子どもが健全に育つことができるよう、子どもを取り巻く環境については、地域の協力を得ながら見守り活動を行うとともに、あらゆる機会を活用して、たばこやお酒、薬物などから自身を守るための啓発に努めます。

関係機関・団体、PTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力して、関係団体に対する働きかけを行い、子どもの心身の健やかな発達を害する図書等を禁止し、子どもの健やかな成長を守ります。

### ② 地域の安全活動の推進

子どもが被害者となる交通事故や犯罪から守るため、地域での交通安全教室や見守り活動などを関係機関と連携して取り組みます。また、様々な広報等の機会を活用して、被害に遭わないための対策等、啓発と情報提供に努めます。

民児協によるスクールガードの活動が展開されており、さらに活動が広がるように関係団体に働きかけます。あわせて、子ども110番の家について周知を図り、関係機関と連携を図ります。

### ◆主な施策・事業◆

施策	事業概要・実績等	今後の取り組み	担当課
②スクールガードによる見守り活動	民児協によるスクールガードの実施。3小学校で月1回ずつ実施。	民児協、老人クラブに加え、その他の団体の活動に広がるように推進する。	町社協 (老人クラブ・民児協)